

平成30年12月25日（火）

午後3時

本庁2階 第1会議室

教育委員会定例会

議案書

傍聴人用
閲覧用

退席時はご返却願います。

報告事項

- 報告第24号 市長からの意見聴取について
- 報告第25号 懲戒処分に関する内申について

議決事項

- 議案第36号 公文書開示拒否決定に係る審査請求に対する審査請求人への弁明書の送付及び反論書等の提出に係る文書の送付について
- 議案第37号 寝屋川市就学指導委員会規則の一部改正について
- 議案第38号 平成31年度全国学力・学習状況調査について

署名人

高須教育長
藤田委員

11月・12月教育委員会一般事務報告

(11月28日～12月25日)

月	日	曜	行 事 名	内 容	場 所
11	29	木	小学生スポーツ大会	大縄跳び大会	市民体育館
	30	金	校長役員会	12月校長会の案件について協議	教育研修センター
12	1	土	囲碁・将棋活動推進事業後期 (～平成31年1月13日 20講座)	囲碁・将棋の講座	市民会館
	3	月	12月市議会定例会（第1日）	委員長報告(決算)、付議事件即決、委員会付託	市議会議場
4	火		校長会	教育委員会各課からの連絡	池の里市民交流センター
	5	水	文教常任委員会	付託事件審査	議会棟5階 第2委員会室
8	土		中学生の主張	中学生の主張発表会	第一中学校 体育館
	9	日	市民体育大会 インディアカ混合の部	大会	池の里市民交流センター
			市民体育大会 マラソンの部	大会	淀川河川公園太閤地区
12	水		12月市議会定例会（第2日）	一般質問	市議会議場
			教頭会	教育委員会各課からの連絡	教育研修センター
13	木		12月市議会定例会（第3日）	一般質問	市議会議場
14	金		12月市議会定例会（第4日）	一般質問	市議会議場
18	火		12月市議会定例会（第5日）	委員長報告、追加事件即決	市議会議場
20	木		就学指導委員会	就学指導に関する協議	議会棟4階 第1委員会室
21	金		中学生サミット	市立中学校生徒会	教育研修センター
25	火		教育委員懇話会		本庁2階 特別会議室1
			教育委員会12月定例会		本庁2階 第1会議室

12月・1月教育委員会行事計画書

(12月26日～1月31日)

月	日	曜	行 事 名	内 容	場 所
12	27	木	就学指導委員会	就学指導に関する協議	議会棟4階 第1委員会室
1	8	火	校長役員会	1月校長会案件について協議	教育研修センター
11	金	大阪府都市教育長協議会	定例会		ホテルアヴィーナ大阪
		校長会	教育委員会各課から連絡		教育研修センター
12	土	イングリッシュ・プレゼンテーション・コンテスト	生徒による英語発表		アルカスホール
14	月	第65回寝屋川市成人式	1部 式典、2部 旅立ちイベント		市民会館
17	木	教頭会	教育委員会各課から連絡		教育研修センター
20	日	市民体育大会 駅伝競走の部	大会		淀川河川公園太閤地区
		「第65回文化財防火デー」消防訓練	消防訓練、文化財説明会		仁和寺氏神社
22	火	教育委員懇話会			本庁2階 特別会議室1
28	月	第3回寝屋川市小学校就学前教育支援プログラム審議会	寝屋川市小学校就学前プログラムの策定		議会棟5階 第2委員会室
29	火	教育委員会1月定例会			本庁2階 第1会議室
31	木	北河内地区教育長協議会			守口市役所
		平成30年度 大阪府都市教育委員会研修会			ホテルアヴィーナ大阪

報告第24号

市長からの意見聴取について

寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会に報告し承認を求める。

平成30年12月25日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

平成30年度復屋川市一般会計補正予算（第8号）（教育委員会関係分）

1 歳入
9款 地方交付税
1項 地方交付税

目	補正前の額	補正額	計
千円	千円	千円	千円
1 地方交付税	10,903,651	3,575	10,907,226
計	10,903,651	3,575	10,907,226

1.3款 国庫支出金
2項 国庫補助金

7 教育費国庫補助金	106,409	144,725	251,134
計	2,032,126	144,725	2,226,851

1.9款 市債
1項 市債

6 教育債	447,100	616,700	1,063,800
計	5,601,700	616,700	6,218,400

公立学校施設整備事業費補助金	144,725	大規模改造事業補助 (補助基本額)	434,175千円 (補助率) 1/3	144,725

2歳出
8歳教育費
2項 小学校費

目	補正前の額	補 正 領	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特別支出金	地方税	その他の財源	一般財源
1 学校管理費	千円 1,024,112	千円 473,000	千円 1,497,112	千円 69,298	千円 401,400	千円 -	千円 2,302
計	千円 1,888,033	千円 473,000	千円 2,361,033	千円 69,298	千円 401,400	千円 -	千円 2,302

3项 中学校費

目	補正前の額	補 正 領	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特別支出金	地方税	その他の財源	一般財源
1 学校管理費	千円 639,915	千円 292,000	千円 831,915	千円 75,427	千円 215,300	千円 -	千円 1,273
計	千円 1,106,728	千円 292,000	千円 1,396,728	千円 75,427	千円 215,300	千円 -	千円 1,273

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
8 教育費	2 小学校費	小学校特別教室エアコン設置事業	千円 473,000
	3 中学校費	中学校特別教室エアコン設置事業	292,000

報告第25号

懲戒処分に関する内申について

寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会に報告し承認を求める。

平成30年12月25日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

議案第36号

公文書開示拒否決定に係る審査請求に対する審査請求人への弁明
書の送付及び反論書等の提出に係る文書の送付について

公文書の開示拒否決定に係る審査請求について、別紙のとおり送付するため、
教育委員会の議決を求める。

平成30年12月25日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

提案理由

平成30年10月16日に提起された公文書開示拒否決定に係る審査請求について、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第9条第3項の規定により読み替えて適用される法第29条第5項に基づき、審査請求人に対する弁明書（副本）の送付、及び法第9条第3項の規定により読み替えて適用される法第30条第1項に基づき、弁明書に記載された事項に対する反論を記載した書面（反論書）を提出することができる旨、及び法第32条第1項の規定に基づき、証拠書類又は証拠物を提出することができる旨の文書を審査請求人へ送付するため。

学 総 第 号
平成 30 年 12 月 日

審査請求人 [REDACTED] 様

審査庁 寝屋川市教育委員会

弁明書の送付及び反論書等の提出について

【審査請求の特定】

本件処分 寝屋川市教育委員会による平成 30 年 8 月 24 日付け社文ス第 1102 号開示拒否決定

審査請求人 [REDACTED]

審査請求日 平成 30 年 10 月 16 日

上記審査請求について、下記のとおり通知します。

なお、以下では、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）を「法」と表記します。

記

1 弁明書（副本）の送付

法第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用される法第 29 条第 5 項に基づき、別添のとおり弁明書（副本）を送付します。

2 反論書等の提出

(1) 反論書の提出

法第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用される法第 30 条第 1 項に基づき、弁明書に記載された事項に対する反論を記載した書面（反論書）を提出することができます。

反論書は、正本 1 通を提出してください。

(2) 証拠書類等の提出

法第 32 条第 1 項の規定により、証拠書類又は証拠物を提出することができます。

証拠書類又は証拠物は、法第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用される法第 38 条第 1 項に基づき、他の審査請求人又は参加人による閲覧等の請求の対象とされていますので、その提出に当たっては、これらの閲覧等を行うことについての貴殿の意見を付してください。ただし、閲覧等の請求に対する審査庁の判断が、貴殿の意見と異なる場合があることを御承知おきください。

(3) 提出先及び提出期限（上記(1)及び上記(2)に共通）

提出先 寝屋川市教育委員会

(末尾記載の連絡先に提出してください。)
提出期限 平成 31 年 1 月 31 日 (木曜日)

【連絡先】

〒572-8555

大阪府寝屋川市本町 1 番 1 号

寝屋川市教育委員会事務局

学校教育部 教育政策総務課

審理手続担当

TEL 072-824-1181 (代) 内線 3013

FAX 072-813-0083

社文ス第 号
平成 30 年 12 月 日

審査請求人 [REDACTED] 様

審査庁 寝屋川市教育委員会

弁明書

【審査請求の特定】

本件処分 寝屋川市教育委員会による平成 30 年 8 月 24 日付け社文ス第 1102 号開示拒否決定

審査請求人 [REDACTED]

審査請求日 平成 30 年 10 月 16 日

上記審査請求について、処分庁は次のとおり弁明する。

なお、弁明に当たっては、本件処分を行った行政庁を「処分庁」と表記し、また寝屋川市情報公開条例（平成 9 年寝屋川市条例第 9 号）を「条例」と表記する。

第 1 審査請求の趣旨に対する弁明

本件審査請求を棄却する。

との裁決を求める。

第 2 本件処分について

1 公文書の開示請求

審査請求人は、平成 30 年 8 月 10 日に条例第 5 条第 1 項の規定により、下記のとおり公文書開示請求書の「請求に係る情報の内容」欄に記載して、開示を請求した（以下「本件開示請求」という。）。

記

地域交流センターの指定管理者に応募した事業者情報開示について意見聴

2 本件処分

(1) 処分の内容

処分庁は、平成30年8月24日、審査請求人に対して、本件開示請求を、請求に係る公文書が存在しないことを理由に拒否する決定をして、条例第10条第5項の規定により、同日付け社文ス第1102号不存在通知書によつて通知した。

(2) 開示を拒否する理由

地域交流センターの指定管理者に応募した事業者に対して問合せを行つたものの、電子メールで問合せを行つた一事業者との間でやりとりされた電子メールについては、平成28年度から実施された電子メールのシステムの入替えに伴い消去されており、その余の事業者との間のやりとりは口頭で行われたために、作成し、又は取得した公文書が存在しないため。

第3 審査請求の趣旨及び理由

1 審査請求人は本件処分について、次の理由により取り消されるべきであると主張している。

(1) 処分庁は、電子メールで行った事業者の意見聴取については、紙に出力せず、システムの取替に伴い消去され、復元できないと述べています。これは寝屋川市情報公開条例第13条(第三者保護に関する手続き)や「情報公開の手引」、「文書事務の手引」に定めた規定に反しています。また、消去された文書が復元できないとは信じられません。

(2) 口頭で行われた聴取は、文書を作成・取得していないと述べていますが、これも上記条例や規定に反しています。また、その折、何も記録されなかつたとは考えられません。

(3) 処分庁の職員が情報公開条例あるいは「文書事務の手引」に従つて業務を行わなかつた結果、市民の請求に対して「文書不在通知」を行つたことになります。このような職員の違法行為の結果が市民に及ぶことは到底承服できません。

- (4) 処分庁は、聴取記録の電子メールを復元し、また、口頭で行われたやりとりの文書を探し出して開示すべきです。

第4 審査請求の理由に関する意見

1 本件審査請求に至る経緯について

審査請求人は、本件処分に係る公文書開示請求に先立つ平成28年4月1日に、処分庁に対して、「地域交流センター指定管理者選定に係る文書（議事録、採点表、応募団体名を含む。）」について公文書開示請求をし、処分庁は、平成28年5月6日に部分開示決定（以下「平成28年処分」という。）をし、同年同月同日付け社文ス第262号部分開示決定通知書によって、審査請求人に対して通知した。

処分庁は、平成28年処分を行うに当たり、地域交流センターの指定管理者選定に応募した事業者（以下単に「事業者」という。）の内一事業者に対しては電子メール（以下「本件電子メール」という。）により、その余の事業者に対しては口頭により、処分庁が事業者の応募に当たって提出した文書を開示することについての意向を確認する問合せ（以下「本件問合せ」という。）を行った。

処分庁は、遅くとも各事業者から本件問合せに対する回答がなされる時点では、本件問合せに係る事業者に関する情報は、回答の内容如何に関わらず、条例に基づいて不開示とするべきと考えるに至っており、同回答は平成28年処分の内容を左右するものではなかった。

本件審査請求は、本件問合せに関して意見聴取した文書に係る公文書開示請求について処分庁が行った本件処分の取消しを求めるものである。

2 上記第3 2(1)について

- (1) 審査請求人は、本件電子メールの取扱いについて、下記の条例第13条の規定及び「情報公開事務の手引」に反する旨主張する。

本件問合せを経て処分庁が行った平成28年処分については、既に審査請求人による審査請求において審理の対象となっており、当該審理に係る平成30年5月8日付け寝屋川市情報公開・個人情報保護審査会答申書においては、本件問合せが行われたことを前提としつつも、本件問

合せが条例に反するかどうかは全く問題とされてもいない。従って、そもそも本件審査請求において本件問合せの適法性について争おうとすることは、失当であると言わざるを得ない。

なお、審査請求人の論旨は、本件問合せが条例第 13 条第 1 項に基づく意見聴取であることを前提とするものと思われるが、同意見聴取については、それを行った場合には開示決定から開示の実施までの期間が最低 30 日となる（条例第 13 条第 3 項）という開示請求者にとって不利益な効果を伴う手続であるところ、処分庁において本件問合せを行ったのは、その様な手続までをも「必要があると認め」（条例第 13 条第 1 項）で行ったものではない。従って、本件問合せが条例第 13 条第 1 項に基づく意見聴取であることを前提とする審査請求人の主張は失当である。

記

（第三者保護に関する手続）

第 13 条 開示請求に係る公文書に国、地方公共団体及び開示請求者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されている場合は、実施機関は、開示等決定をするに際し、次項に規定する場合を除き、必要があると認めるときは、当該第三者の意見を聞くことができる。

2 開示請求に係る公文書に第三者に関する情報が記録されている場合において、第 6 条第 1 項第 1 号ウ、同項第 2 号ただし書又は同条第 2 項の規定により当該公文書を開示しようとするときは、実施機関は、開示の決定に先立ち、当該第三者に対し、実施機関の定める事項を通知して、意見を述べる機会を与えなければならない。

3 実施機関は、前 2 項に定める手続をとった場合において、当該公文書を開示するときは、開示の決定をした日から起算して 30 日を経過した日以後に開示しなければならない。この場合において、実施機関は、開示の決定後速やかに、当該第三者に対し、実施機関の定める事項を通知するものとする。

(2) 審査請求人は、本件電子メールの取扱いについて、「文書事務の手引」の規定に反する旨主張する。

審査請求人の主張は、本件電子メールを紙に出力しなかったことが「文

書事務の手引」の規定に反するのではないかと指摘するものと思われるが、「文書事務の手引」47頁の「4 電子メールの受信」の項には、「課等において受信が確認された電子メールは、速やかに紙に出力した上で、課等への到達文書として取り扱います。ただし、当該電子メールの内容が、起案・供覧を要さず、かつ、事務処理上特に支障がない場合は、紙への出力を省略することができます。」との記載がある。そして、本件電子メールについては、上記1で述べたとおり、平成28年処分の内容を左右するものではなかったため、起案・供覧を要さず、かつ事務処理上特に支障がないものに当たることから、当該ただし書の記載に基づいて出力をしなかったものであり、「文書事務の手引」の規定に反するものではない。

- (3) 審査請求人は、本件電子メールが消去されており、復元することができないと信じられないと主張する。

この点については、平成29年3月の電子メールシステムの入替えに伴い、平成30年3月31日までの経過措置（平成29年3月以前の電子メールの保存期間）を経て、本件電子メールは消去されている。また、本件電子メールのやりとりが行われた際に用いられていた電子メールシステムの使用に係るライセンスの期間は、平成30年3月31日に終了しており、サーバ上の電子メールを探索することが不可能であることを、電子計算処理組織に関する事務を担当する経営企画部情報化推進課に確認済である。

3 上記第3 1(2)について

- (1) 審査請求人は、口頭で行われた本件問合せについても条例第13条や「情報公開事務の手引」に反する旨主張するが、上記2(1)で述べたことは、口頭で行われた本件問合せにも妥当するものであるから、審査請求人の主張は失当である。
- (2) また、口頭で行われた本件問合せについて、何も記録されなかつたとは考えられない旨の主張については、事実、何も公文書が作成されていない以上、失当であると言わざるを得ない。なお、本件審査請求を受けて、念のため再度、処分庁が保管している公文書のファイル内を調査し

たが、本件問合せに係る公文書は発見されなかった。

4 上記第3 1(3)(4)について

審査請求人の主張は、本件問合せが条例等の規定に反することを前提とするものであり、いずれも失当である。また、本件電子メールを復元することができないこと、及び口頭で行われた本件問合せについて、公文書が作成されていないことは既に述べたとおりである。

5 まとめ

以上の次第で、審査請求の理由にはいずれも理由がなく、本件処分に違法又は不当なところはないため、本件審査請求は棄却されるべきである。

議案第37号

寝屋川市就学指導委員会規則の一部改正について

寝屋川市就学指導委員会規則の一部を改正するため、教育委員会の議決を求める。

平成30年12月25日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

提案理由

教育委員会の附属機関である寝屋川市就学指導委員会を改組することに伴い、規則の一部改正が必要となったため。

寝屋川市教育委員会規則第 号

寝屋川市就学指導委員会規則の一部を改正する規則

寝屋川市就学指導委員会規則（平成 25 年寝屋川市教育委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

寝屋川市教育支援委員会規則

第 1 条中「寝屋川市就学指導委員会」を「寝屋川市教育支援委員会」に改める。

附 則

この規則は、平成 31 年 1 月 1 日から施行する。

寝屋川市就学指導委員会規則

改 正 案	現 行
<p>寝屋川市教育支援委員会規則 (趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、寝屋川市執行機関の附屬機関に関する条例(昭和39年寝屋川市条例第27号)第3条の規定に基づき、寝屋川市教育支援委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関する事項を定めるものとする。</p>	<p>寝屋川市就学指導委員会規則 (趣旨) 第1条 この規則は、寝屋川市執行機関の附屬機関に関する条例(昭和39年寝屋川市条例第27号)第3条の規定に基づき、寝屋川市就学指導委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関する事項を定めるものとする。</p>

議案第38号

平成31年度全国学力・学習状況調査について

平成31年度全国学力・学習状況調査への参加について決定するため、教育委員会の議決を求める。

平成30年12月25日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

提案理由

市教育委員会が教育施策の成果と課題を把握し、その改善を図るとともに、各学校が児童生徒の学力や学習状況を把握し、指導や学習状況の改善等に役立てるため。

平成31年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領

平成30年12月14日
文部科学省

1. 調査の目的

義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てる。さらに、そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。

2. 調査の名称

平成31年度全国学力・学習状況調査（改元に伴う名称変更あり）

3. 調査の対象

(1) 国・公・私立学校の以下の学年の原則として全児童生徒を対象とする。なお、公立学校には公立大学法人が設置する学校（以下「公立大学附属学校」という。）を含むものとする。

ア 小学校調査

小学校第6学年、義務教育学校前期課程第6学年、特別支援学校小学部第6学年

イ 中学校調査

中学校第3学年、義務教育学校後期課程第3学年、中等教育学校前期課程第3学年、特別支援学校中学部第3学年

(2) 特別支援学校及び小中学校の特別支援学級に在籍している児童生徒のうち、調査の対象となる教科について、以下に該当する児童生徒は、調査の対象としないことを原則とする。

ア 下学年の内容などに代替して指導を受けている児童生徒

イ 知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の教科の内容の指導を受けている児童生徒

(3) 右耳・左耳それぞれの平均聴力レベルが60デシベル以上の生徒は、中学校の教科に関する調査英語のうち、「聞くこと」及び「話すこと」に関する問題の対象としないこととすることができる。

4. 調査事項

(1) 児童生徒に対する調査

ア 教科に関する調査

(ア) 小学校調査は、国語及び算数とし、中学校調査は、国語、数学及び英語とする。

(イ) 出題範囲は、調査する学年の前学年までに含まれる指導事項を原則とし、出題内容は、それぞれの学年・教科に関し、以下のとおりとする。

①身に付けておかなければ後の学年等の学習内容に影響を及ぼす内容や、実生活において不可欠であり常に活用できるようになっていることが望ましい知識・技能等

②知識・技能等を実生活の様々な場面に活用する力や、様々な課題解決のための構想を立て実践し評価・改善する力等に関わる内容

(ウ) 調査問題では、上記①と②を一体的に問うこととする。出題形式については、国語及び算数・数学においては、記述式の問題を一定割合で導入する。英語においては、「聞くこと」、「読むこと」、「話すこと」、「書くこと」に関する問題を出題し、記述式の問題を一定割合で導入するとともに、「話すこと」に関する問題の解答は、原則として口述式によるものとする。

イ 質問紙調査

調査する学年の児童生徒を対象に、学習意欲、学習方法、学習環境、生活の諸側面等に関する質問紙調査（以下「児童生徒質問紙調査」という。）を実施する。

(2) 学校質問紙調査

学校における指導方法に関する取組や学校における人的・物的な教育条件の整備の状況等に関する質問紙調査（以下「学校質問紙調査」という。）を実施する。

5. 調査実施日等

(1) 児童生徒に対する調査

調査の実施日は、平成31年4月18日木曜日とする（調査の時間割モデルは別紙1）。

ア 小学校調査

(ア) 教科に関する調査の調査時間は、国語及び算数それぞれ45分とする。

(イ) 児童生徒質問紙調査は、各学校の状況に応じて適切に実施する。

イ 中学校調査

(ア) 教科に関する調査のうち、国語及び数学の調査時間は、それぞれ50分とする。また、英語の調査時間は、「聞くこと」、「読むこと」、「書くこと」に関する問題は45分とし、「話すこと」に関する問題は、1学級当たり5分（準備や移動に要する時間を含み15分）程度とする。

(イ) 児童生徒質問紙調査は、各学校の状況に応じて適切に実施する。

(2) 学校に対する質問紙調査

平成31年4月に実施する。

(3) 調査実施に関するスケジュール

別紙2のとおりとする。

6. 調査の実施体制

調査の実施体制は以下のとおりとする（調査の実施系統図は別紙3・別紙4）。

(1) 調査は、文部科学省が、学校の設置管理者である都道府県教育委員会、市町村教育委員会、学校法人、国立大学法人、公立大学法人等（以下「参加主体」という。）の協力を

得て実施する。

- (2) 都道府県教育委員会は、域内の市町村教育委員会に対して指導・助言・連絡等をするなど調査に協力する。また、自らが設置管理する学校に対して指示・指導・助言等をするなどにより調査に当たる。
- (3) 都道府県知事は、私立学校の所轄庁として調査に協力する。
- (4) 市町村教育委員会、学校法人、国立大学法人、公立大学法人等は、学校の設置管理者として調査に協力し、自らが設置管理する学校に対して指示・指導・助言等をするなどにより調査に当たる。
- (5) 学校は、校長を調査責任者として、設置管理者である市町村教育委員会等の指示・指導・助言等に基づき調査に当たる。

7. 中学校の英語のうち、「話すこと」に関する問題の実施にかかる特例的な措置

英語「話すこと」に関する問題は、初めて各学校のコンピュータ教室等のPC端末等を活用し、音声録音方式で実施するものであり、各学校のICT環境が様々であることから、平成31年度に限り、特例的な措置として、以下のとおり、取り扱うこととする。

- (1) 「話すこと」に関する問題については、設置管理者が各学校のICT環境の整備状況を把握し、各学校の状況を十分踏まえた上で、検討し、設置管理者の判断により学校単位で「話すこと」に関する問題を実施しないこととができる。
- (2) 「話すこと」に関する問題の実施状況については、調査実施後に文部科学省において確認の上、実施校の全国総数のみを公表する。
- (3) 中学校英語調査の結果については、「聞くこと」「読むこと」「書くこと」の合計を集計する。また、「話すこと」に関する問題の結果については、全国の平均正答数及び平均正答率を別に集計して「参考値」として公表することとし、都道府県別、指定都市別の公表は行わない。
- (4) 上記(1)により「話すこと」に関する問題を実施しなかった学校においても、「話すこと」に関する問題及び調査結果を活用した授業改善が行えるよう、調査実施後すみやかに、調査問題、正答例、問題趣旨及び解答類型を公表する。

8. 調査結果の取扱い

文部科学省は、以下のとおり、調査結果を示し、公表するとともに、各教育委員会及び学校に対して、調査結果等を提供する。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第17号の規定により、調査の実施、調査結果の活用及び公表等を含め、調査は教育委員会の職務権限である。そのため、教育委員会は、調査結果の活用及び公表等の取扱いについて、主体

性と責任を持って当たることとする。

(1) 調査結果の示し方

文部科学省は、小学校調査及び中学校調査のそれぞれの結果として、以下の事項等を示す。

ア 教科に関する調査の結果として、

(ア) 国語、算数・数学及び英語（「聞くこと」「読むこと」「書くこと」に関する問題の合計とする。）のそれぞれの教科（以下「各教科」という。）にかかる問題の全体の平均正答数、平均正答率、中央値、標準偏差等（「話すこと」に関する問題の結果については、7. (3) に記載のとおり。）

(イ) 以下をそれぞれ単位とした各教科の平均正答数等の分布等が分かるグラフ

①都道府県教育委員会

②都道府県教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）

③指定都市教育委員会

④教育委員会

⑤学校

⑥児童生徒

(ウ) 各教科の設問ごとの正答率等

(エ) 各教科の設問ごとの解答類型別児童生徒数の割合

イ 児童生徒質問紙調査及び学校質問紙調査の結果として、

(ア) 児童生徒質問紙調査及び学校質問紙調査の回答状況

(イ) 児童生徒質問紙調査の回答状況と教科に関する調査の正答率等との相関関係の分析

(ウ) 学校質問紙調査の回答状況と教科に関する調査の平均正答率等との相関関係の分析

ウ その他、調査の目的の達成に資する分析

(2) 調査結果の文部科学省による公表

文部科学省は、調査の目的を踏まえ、以下の事項等について調査結果を公表する。文部科学省が公表する調査結果については、公表後速やかに、文部科学省ホームページに掲載する（文部科学省による調査結果の公表体系は別紙5）。

ア 以下の(ア)から(オ)までの区分に応じ、上記(1)ア及びイで示した結果

(ア) 国全体（国・公・私立学校全体の状況又は国・公・私立学校別の状況）

(イ) 都道府県ごと（都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況）

(ウ) 都道府県（指定都市を除く。）ごと（都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況）

(エ) 指定都市ごと（指定都市教育委員会が設置管理する学校全体の状況）

(オ) 地域の規模等に応じたまとまりごと（「大都市」（指定都市及び東京23区）、「中核市」、「その他の市」及び「町村」並びに「へき地」の五つの区分における市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況）

イ 教科に関する調査の解答状況及び質問紙調査の回答状況（一般に公開された場合に、個人、学校、設置管理者等が特定されることのないよう、データの匿名化処理（必要に応じて疑似データ化等の処理を含む。）を行ったもの）

ウ その他、調査の目的の達成に資する分析

(3) 調査結果等の提供

各教育委員会、学校及び児童生徒に対する調査結果等の提供は、調査報告書のほか、以下のとおりとする。なお、英語「話すこと」に関する問題の結果提供については、下記ア(ウ)及びイのみとする。

ア 文部科学省は、調査の目的の達成に資するため、各教育委員会及び学校に対して、以下の調査結果を提供する。

(ア) 都道府県教育委員会

- ①当該都道府県教育委員会が設置管理する各学校の状況
- ②当該都道府県教育委員会における市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況
- ③当該都道府県教育委員会（指定都市を除く。）における市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況
- ④域内の各市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況
- ⑤域内の市町村教育委員会が設置管理する各学校全体の状況

(イ) 市町村教育委員会

- ①当該市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況
- ②当該市町村教育委員会が設置管理する各学校の状況

(ウ) 学校

- ①当該学校全体の状況
- ②各学級の状況
- ③各児童生徒の状況
- ④各児童生徒に関する個人票

(エ) その他、調査の目的の達成に資する調査結果

イ 各学校は、各児童生徒に対し、個人票を提供する。

(4) 調査結果の活用

ア 各教育委員会、学校等及び文部科学省においては、調査の目的を達成するため、以下のような調査結果を活用した取組に努めることとする。

（ア）各教育委員会及び学校等においては、多面的な分析を行い、自らの教育及び教育施策の成果と課題を把握・検証し、保護者や地域住民の理解と協力のもとに適切に連携を図りながら、教育及び教育施策の改善に取り組むこと。

（イ）各学校においては、調査結果を踏まえ、各児童生徒の全般的な学習状況の改善等に努めるとともに、自らの教育指導等の改善に向けて取り組むこと。

（ウ）各教育委員会においては、調査結果を踏まえ、それぞれの役割と責任に応じて、学校における取組等に対して必要な支援等を行うなど、域内の教育及び教育施策の改善に向けた取組を進めること。

（エ）文部科学省は、児童生徒の学力や学習状況をきめ細かく把握・分析することにより、教育及び教育施策の成果と課題を検証し、その改善に取り組むこととする。また、各教育委員会及び学校等における取組に対して必要な支援等を行うなど、教育及び教育

施策の改善に向けた全国的な取組を進めることとする。

- イ 各教育委員会、学校等及び文部科学省においては、調査結果についてより一層多面的な分析や研究が行われるよう、以下のような調査結果を活用した取組を進めることができる。
- (ア) 文部科学省は、本実施要領及び別に定めるガイドラインに基づき、集計結果データ（児童生徒の解答用紙番号ごとに、各教科の正答数、解答類型等の解答状況及び学校質問紙の回答状況等を一覧にしたもの並びに学校IDごとに、各教科の平均正答数等の解答状況及び学校質問紙の回答状況を一覧にしたもの）について、大学等の研究機関の研究者又は国の行政機関等の職員に貸与し、学術研究の振興、高等教育の振興又は施策の推進のために活用することとする。
- (イ) 各学校においては、各学校の設置管理者の判断の上、以下のいずれかの方法により、小学校調査の結果等について学校間での情報共有を図り、成果と課題を継続的に把握・検証し、教育の改善・充実に取り組むことができる。
- ①児童の保護者の同意を得るなど、法令に基づき必要な措置を講じた上で、児童が進学する学校に小学校調査の結果を送付すること
- ②その他各学校の設置管理者の判断による適切な方法
- (ウ) 各教育委員会においては、平成32年度以降、小学校調査と中学校調査の結果の関係についての継続的な把握・分析結果を踏まえた、教育施策の改善・充実に取り組むことができる。
- (エ) 文部科学省においては、(イ)のいずれかの方法により学校間での情報共有を図った学校について、平成32年度の中学校調査の実施の際に生徒が平成29年度に受けた小学校調査の個人票コードを回収することにより、同一児童生徒に関する小学校調査と中学校調査の結果の関係についての分析を行い、関係教育委員会及び学校に対し、分析結果を提供することとする。

(5) 調査結果の取扱いに関する配慮事項

調査結果については、調査の目的を達成するため、自らの教育及び教育施策の改善、各児童生徒の全般的な学習状況の改善等につなげることが重要であることに留意し、適切に取り扱うものとする。

調査結果の公表に関しては、教育委員会や学校が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要である。一方、調査により測定できるのは学力の特定の一部分であること、学校における教育活動の一側面であることなどを踏まえるとともに、序列化や過度な競争が生じないようにするなど教育上の効果や影響等に十分配慮することが重要である。

このことを踏まえ、具体的な公表の手続等は、以下のとおりとする。

ア 教育委員会及び学校による調査結果の公表

- (ア) 都道府県教育委員会においては、調査の実施主体が国であることや、市町村が基本的な参加主体であることなどに鑑みて、以下のとおり取り扱うこと。
- ① 自らが設置管理する学校の状況については、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。
- ② 域内の市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況及び各学校の状況については、市町村教育委員会の同意を得た場合は、(エ)に基づき、当該市町村名又は当

該市町村教育委員会が設置管理する学校名を明らかにした公表（市町村名又は学校名を特定することが可能な方法による公表を含む。以下同じ。）を行うことは可能であること。

なお、個々の市町村名・学校名が明らかとならない方法（例えば、教育事務所単位の状況の公表等）で、（エ）に基づき公表することは、都道府県教育委員会の判断において可能であること。

- ③ ①又は②に基づき個々の市町村名・学校名を明らかにした公表を行うことについては、その教育上の影響等を踏まえ、必要性について慎重に判断すること。
- ④ 自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合も、自らが個々の学校名を明らかにした公表を行う場合に準じて取り扱うこと。

（イ）市町村教育委員会においては、以下のとおり取り扱うこと。

- ① 当該市町村教育委員会が設置管理する学校全体の結果について、それぞれの判断において、（エ）に基づき公表することは可能であること。
- ② 自らが設置管理する学校の状況について、それぞれの判断において、（エ）に基づき公表することは可能であること。この場合、個々の学校名を明らかにした公表を行うことについては、その教育上の影響等を踏まえ、必要性について慎重に判断すること。
- ③ 自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合も、自らが個々の学校名を明らかにした公表を行う場合に準じて取り扱うこと。

（ウ）学校においては、自校の結果について、それぞれの判断において、（エ）に基づき公表することは可能であること。

（エ）調査結果の公表に当たっては、以下の①から⑥までにより行うこと。

- ① 公表する内容や方法等については、教育上の効果や影響等を考慮して適切なものとなるよう判断すること。
- ② 調査結果の公表を行う教育委員会又は学校においては、単に平均正答数や平均正答率などの数値のみの公表は行わず、調査結果について分析を行い、その分析結果を併せて公表すること。さらに、調査結果の分析を踏まえた今後の改善方策も速やかに示すこと。
- ③ （ア）①又は（イ）②に基づき教育委員会が個々の学校名を明らかにした公表を行う場合、又は（ア）②において市町村教育委員会が学校名を明らかにした公表に同意する場合は、当該学校と公表する内容や方法等について事前に十分相談するとともに、公表を行う教育委員会は、当該調査結果を踏まえて自らが実施する改善方策を調査結果の公表の際に併せて示すこと。

また、教育委員会において自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合は、教育委員会は自らが実施する改善方策を速やかに示すとともに、公表する内容等について学校に指示する場合は、教育委員会は当該学校とそれらについて事前に十分相談すること。

なお、平均正答数や平均正答率等の数値について一覧での公表やそれらの数値により順位を付した公表等は行わないこと。

- ④ 調査の目的や、調査結果は学力の特定の一部分であること、学校における教育活

動の一側面であることなどを明示すること。

(5) 児童生徒個人の結果が特定されるおそれがある場合は公表しないなど、児童生徒の個人情報の保護を図ること。

(6) 学校や地域の実情に応じて、個別の学校や地域の結果を公表しないなど、必要な配慮を行うこと。

(オ) 教育委員会が独自に実施する学力調査の公表の取扱いについては、もとよりそれぞれの教育委員会の判断に委ねられること。

イ 文部科学省が公表する内容以外の調査結果の取扱い

(ア) 文部科学省は、調査結果のうち、自らが公表する内容及び別に定めるガイドラインに基づき公表された内容を除くものについて、これが一般に公開されることになると、序列化や過度な競争が生じるおそれや学校の設置管理者等の実施への協力及び国民的な理解が得られなくなるなど正確な情報が得られない可能性が高くなり、全国的な状況を把握できなくなるなど調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられるため、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条第6号の規定を根拠として、同法における不開示情報として取り扱うこととする。

(イ) 教育委員会等は、文部科学省から提供を受けた調査結果のうち公表する内容を除くものについて、上記（ア）を参考に、それぞれの地方公共団体が定める情報公開条例に基づく同様の規定を根拠として、情報の開示により調査の適正な遂行に支障を及ぼすことのないよう、本実施要領の趣旨、特に5. (5) ア (エ) を十分踏まえ、適切に対応する必要があること。

9. 調査実施に当たっての相談体制

(1) 学校の設置管理者である市町村教育委員会等においては、所管の学校からの相談に対応するなど適切な指導・助言を行う。

(2) 調査実施に当たっての市町村教育委員会及び学校等からの問合せや調査問題の配達・回収状況の把握・確認等に対応するため、文部科学省が民間機関に委託して、コールセンターを設置する。

10. 留意事項

(1) 各教育委員会及び学校等における調査の実施及び調査結果の活用等

ア 調査の目的に鑑み、各教育委員会及び学校等においては、調査結果を直接又は間接に入学者選抜に関して用いることはできないこと。

イ 調査を実施するとともに、調査結果等を活用するに当たり、以下の体制を整備することとする。

(ア) 各教育委員会等においては、調査責任者及び担当者等を指名するとともに、所管の学校からの相談に対応するなど、適切に実施体制を整備すること。

(イ) 各学校においては、調査責任者及び担当者を指名し、適切に実施体制を整備すること。

(ウ) 教育委員会及び学校等においては、調査の実施に当たって、調査の目的や内容、調査結果の取扱い等を児童生徒及び保護者等の関係者に周知すること。

- (エ) 各教育委員会及び学校等において、調査問題等の調査に関して知り得た秘密について
は、その保持を徹底すること。
- (オ) 各教育委員会及び学校等においては、提供された調査結果等について、本実施要領に
基づいて適切に利用するとともに、管理を徹底するために、必要な措置を講ずること。
- (カ) 各教育委員会及び学校等は、調査の目的の達成に資するよう、調査結果等の活用を図
るため、調査結果等の提供を受けることを希望する関係機関等において、本実施要領の
趣旨が遵守されることが確認できた場合に限り、当該機関等に対して調査結果等を提供
することは可能であること。
- (キ) 各教育委員会及び学校等においては、調査結果の分析やこれを活用して教育及び教育
施策の改善等に向けた取組等を進めるための体制を整備すること。

(2) 個人情報の保護

- ア 文部科学省及び文部科学省が委託した民間機関は、調査に使用する解答用紙等について、
児童生徒及び保護者の氏名を取得しない形式を用いることとする。
- イ 文部科学省及び文部科学省が委託した民間機関は、個々の児童生徒を識別することを目的
として、各設置管理者及び各学校等に対して、氏名を取得しない形式での実施方法（匿名加工）
に関する情報その他の情報を取得し、調査結果等と照合しない。
- ウ 各教育委員会及び学校等においては、調査に関して知り得た個人情報について、それぞ
れが遵守すべき個人情報保護関係法令及び地方公共団体の定める条例に基づき、適切に取
り扱うこと。

(3) 調査日程の変更等

調査の実施日に、特定の学校において調査を実施できないやむを得ない事情が生じた場合は、教育委員会及び学校等の判断により、当該学校における調査実施日を後日に変更すること、または実施しないこととすることができる。なお、調査実施日を後日に変更する場合、全体の集計からは除外することとするが、文部科学省は、調査日の翌19日（金）以降5月7日（火）までに調査を実施した場合は、採点及び調査結果の提供を行うこととする。

(4) 教育課程上の位置付け

調査の教育課程上の位置付けについては、教育委員会及び学校の判断により、以下のとおり取り扱うこと可能とする。

ア 教科に関する調査については、以下のとおり、当該教科の授業時数の一部として取り扱
うことを可能とする。

(ア) 小学校調査

国語及び算数：それぞれ1単位時間相当

(イ) 中学校調査

① 国語及び数学：それぞれ1単位時間相当

② 外国語：1.3単位時間相当

イ 児童生徒質問紙調査については、特別活動（学級活動）の一部として取り扱うことを可
能とする。

(5) 障害のある児童生徒に対する配慮

障害のある児童生徒については、各学校の判断により、当該児童生徒の障害の種類や程度に応じて、調査時間の延長、点字・拡大文字・ルビ振り問題用紙の使用、代筆解答用紙の使用、別室の設定、イヤホンの使用などの配慮を可能とする。

(6) 日本語指導が必要な児童生徒に対する配慮

日本語指導が必要な児童生徒については、原則として、他の児童生徒と同様の授業を受けている児童生徒について、調査の対象とする。ただし、例えば、国語、算数・数学、英語の時間に取り出し指導を受けているなどの事情がある場合は、当該教科を調査の対象としないことを可能とする。なお、調査を行うに当たっては、各学校の判断により、調査時間の延長、ルビ振り問題用紙の使用などの配慮を可能とする。

(7) 調査問題等の公表

文部科学省は、調査の実施後、速やかに、調査問題、正答例、問題趣旨、解答類型を公表する。

(8) 調査マニュアルの作成・配付

調査の具体的な実施方法等については、平成31年2月頃に作成・配付する予定の調査マニュアルで示す。

調査の実施に関する時間割モデル

1. 調査実施日

平成31年4月18日（木）

（後日実施は、4月19日（金）～5月7日（火）まで可能。）

2. 時間割モデル

※国語、算数・数学の調査時間の変更：小学校40分→45分、中学校45分→50分に変更。

◆小学校

1時限目	2時限目	3時限目
国語 (45分)	算数 (45分)	児童質問紙 (20～40分程度)

※児童質問紙調査は、2時限目終了後に、各学校の状況に応じて、柔軟に実施可能。

◆中学校（例：6学級の場合）

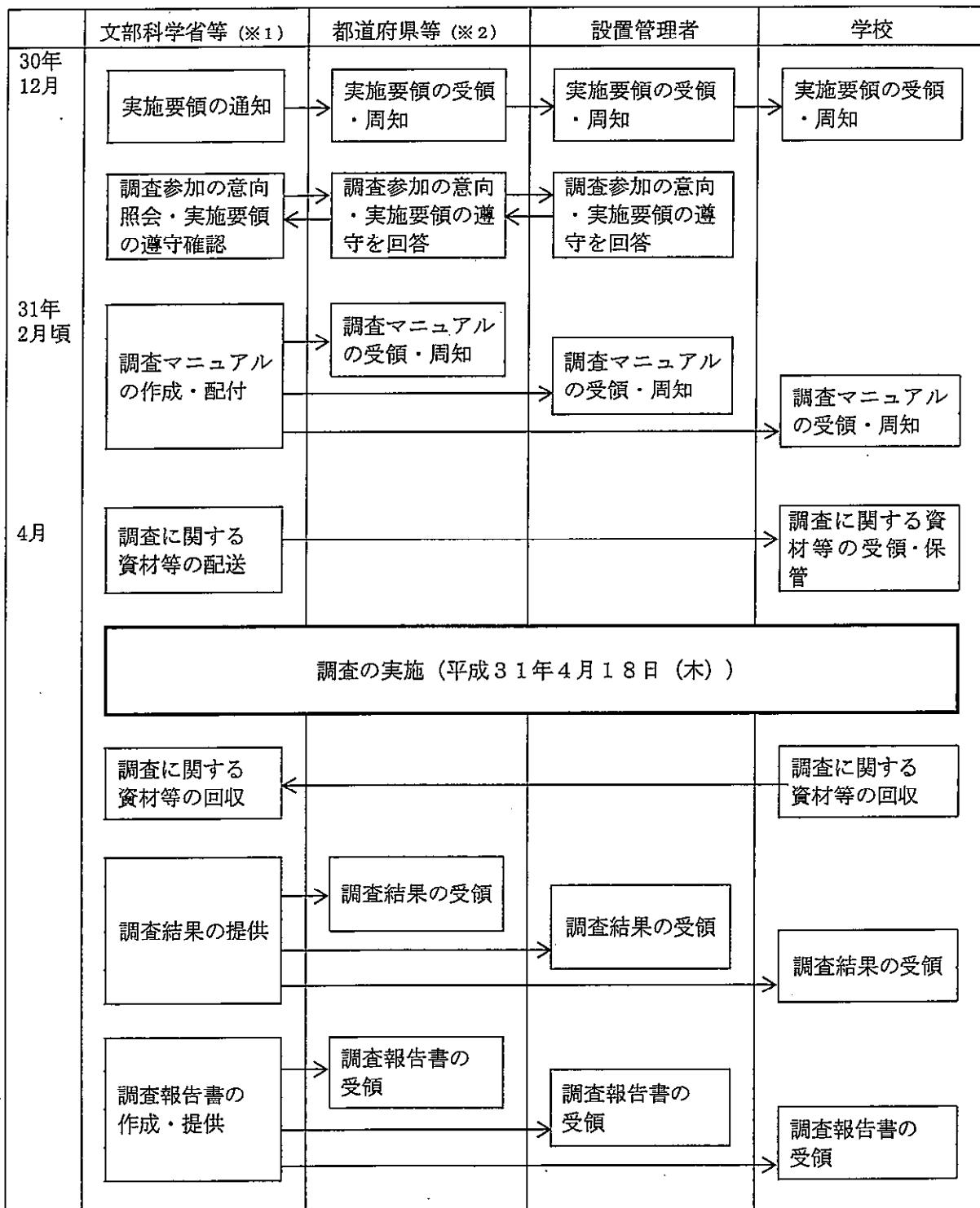
1時限目	2時限目	3時限目	4時限目	5時限目	6時限目
国語 (50分)	数学 (50分)	英語 「聞くこと」 「読むこと」 「書くこと」 (45分)	生徒質問紙 (20～45分 程度) 等	英語 「話すこと」 (1組、2組、 3組)	英語 「話すこと」 (4組、5組、 6組)

<補足>

※「話すこと」調査の所要時間は、1学級当たり5分（準備や移動に要する時間を含み15分）程度。

※原則として、同一学級の生徒を一斉に、かつ、調査対象学年の生徒全員が3単位時間以内で調査を行う。（学校規模等により「話すこと」調査の所要時間が5、6時限目で収まらない場合は、4時限目も「話すこと」調査の実施に充てることができる。）

調査の実施に関するスケジュール（予定）



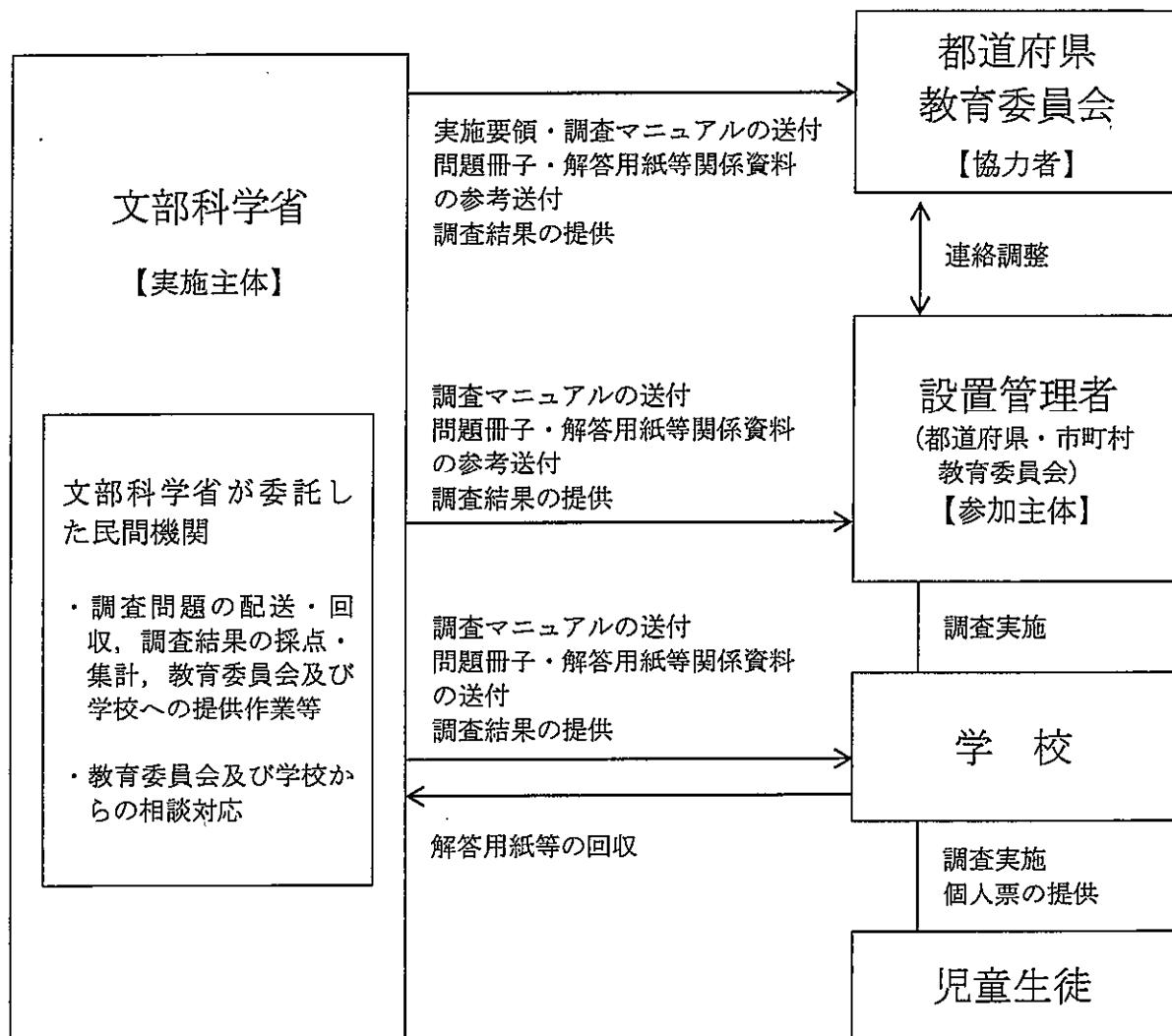
※1 文部科学省等には、国立教育政策研究所、文部科学省が委託した民間機関を含む。

※2 都道府県等とは、公立学校の場合は都道府県教育委員会、私立学校の場合は都道府県知事部局等をいう。設置管理者である指定都市教育委員会、国立大学法人及び公立大学法人に対する「実施要領の通知」及び「調査参加の意向照会」等は、文部科学省から直接行う。

(別紙3)

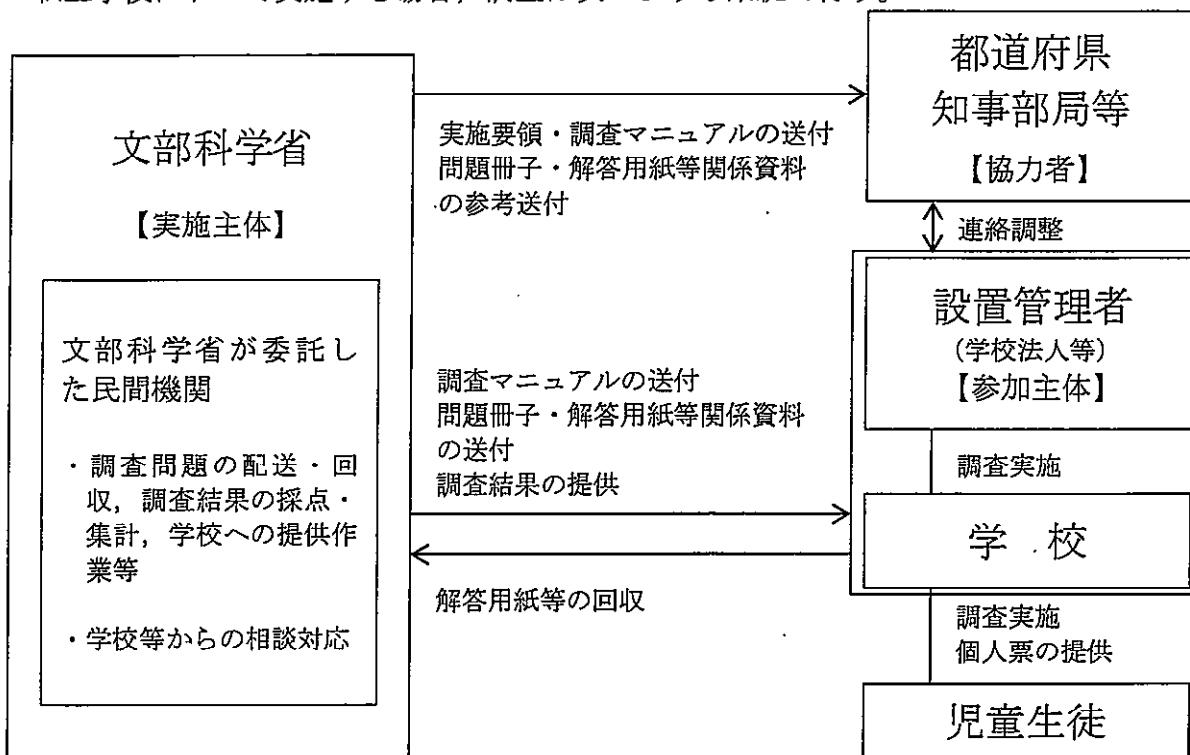
調査の実施系統図【都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校】

都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校において実施する場合、調査は次のような系統で行う。



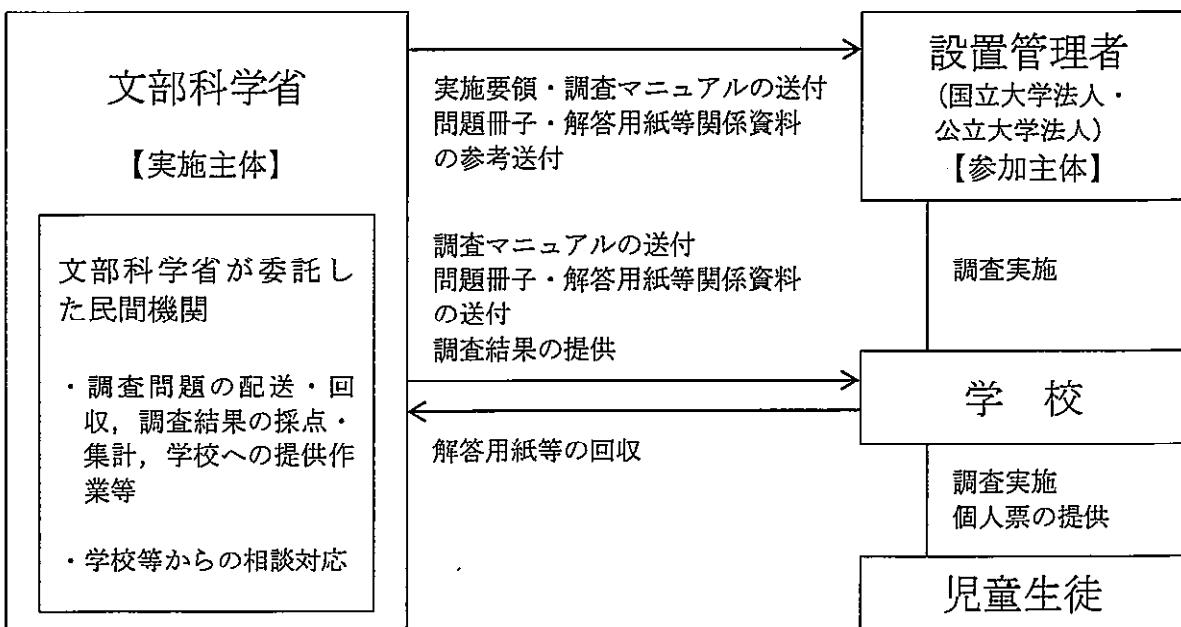
調査の実施系統図【私立学校】

私立学校において実施する場合、調査は次のような系統で行う。



調査の実施系統図【国立学校、公立大学附属学校】

国立学校及び公立大学附属学校において実施する場合、調査は次のような系統で行う。



文部科学省における調査結果の公表の体系

実施要領の記載		公表の区分				
		8.(2)ア(ア) 国全体 (国・公・私立学校全体の状況 又は国・公・私立学校別の状況)	8.(2)ア(イ) 都道府県ごと (都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況)	8.(2)ア(ウ) 都道府県(指定都市を除く。)ごと (都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況)	8.(2)ア(エ) 指定都市ごと (指定都市教育委員会が設置管理する学校全体の状況)	8.(2)ア(オ) 地域の規模等に応じたまとまりごと (市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況)※1
調査結果の内容	8.(1)ア(ア) ・各教科の平均正答数、平均正答率、中央値、標準偏差等	○	○	○	○	○
	8.(1)ア(イ) ・右の欄のそれぞれを単位とした平均正答数等の分布等が分かるグラフ	①都道府県教育委員会 ○	-	-	-	-
	②都道府県教育委員会(指定都市を除く。) ③指定都市教育委員会 ④教育委員会 ⑤学校 ⑥児童生徒	○	-	-	-	-
		○	-	-	-	-
		○	-	-	-	-
		○	-	-	-	-
		○	○	○	○	○
	8.(1)ア(ウ)及び(エ) ・各教科の設問ごとの正答率等 ・各教科の設問ごとの解答類型別児童生徒数の割合	○	○	○	○	-
	8.(1)イ(ア) ・児童生徒質問紙調査及び学校質問紙調査の回答状況	○	○	○	○	○
	8.(1)イ(イ)及び(ウ) ・児童生徒質問紙調査の回答状況と教科に関する調査の正答率等との相関関係の分析 ・学校質問紙調査の回答状況と教科に関する調査の平均正答率等との相関関係の分析	○	△ ※2	△ ※2	△ ※2	-

※1 地域の規模等に応じたまとまり(「大都市」(指定都市及び東京23区)、「中核市」、「その他の市」及び「町村」並びに「へき地」の五つの区分)における市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況

※2 都道府県ごと、都道府県(指定都市を除く。)ごと、指定都市ごとの児童生徒質問紙調査及び学校質問紙調査の回答状況と教科に関する調査の正答率等との相関関係の分析については、必要に応じて文部科学省において公表することがある。

※3 中学校の英語のうち、「話すこと」に関する問題の結果については、「参考値」として、全国の平均正答数及び平均正答率のみを公表する。